

富山県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

数値目標（R5）：90%

※ 農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積・集約化を促進

2 1 以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

指標	内 容	数値目標（R5）	現在（H30）
認定農業者数	市町村が担い手として認定する効率的かつ安定的な経営体数	1,700 経営体	1,636 経営体
法人経営体数 （うち集落営農法人数）	経営を法人化した経営体数 （うち集落営農の法人数）	790 法人 （440 集落営農法人）	720 法人 （438 集落営農法人）
大規模経営体数	経営規模が 50ha 以上の経営体数	210 経営体	128 経営体

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ、次の点に留意して農地中間管理事業を効率的かつ効果的に推進する。

- (1) 受け手農家の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること
- (2) 既に効率的・安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障が及ぼさないよう配慮すること
- (3) 人・農地プランの定期的な見直し・協議など地域における関係者が一体となった話し合いを推進すること

4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 地域の協議の場において、人・農地プランの実質化や定期的な見直しなど、市町村と連携して事業を実施する。
- (2) 滞留防止策として、再生不能と判断される遊休農地や借受希望者がいない農地は借受対象から除外する。
- (3) 担い手不足地域において広く公募した新規参入者が効率的・安定的な農業経営をめざすことができるよう配慮する。
- (4) 農地の配分は、借受希望者のニーズを踏まえつつ、地域農業の健全な発展を旨として、公正・適正に調整する。

5 地方公共団体、農地中間管理機構及び関係団体等との連携及び協力

- (1) 事業を円滑に進めるため、県及び農地中間管理機構は、市町村、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会等関係機関で構成する連絡協議会を設置し、密接な連携・協力の下に農地中間管理事業の推進を図る。
- (2) 市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区など地域のコーディネーター役を担う組織と農地中間管理機構が一体となって、人・農地プランを核に農地の利用集積・集約化を推進する。
- (3) 農地中間管理事業と農地整備事業が連携し、農業生産基盤の整備を図るとともに、農地の集積・集約化を促進する。

6 農地中間管理事業に関する啓発普及

県内全域の農家に農地中間管理機構の支援制度を分かりやすく説明するための啓発パンフレット等を配布することにより、農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。